

参 考 資 料

1 地域主権戦略の工程表【原口プラン】(H21.12.14 地域主権戦略会議資料)	1
2 地域主権、来夏に大綱策定=戦略会議が初会合 政府 (H21.12.15 官庁速報)	3
3 日本の都道府県別将来推計人口 (H19.年5月推計 国立社会保障人口問題研究所)	4
4 鳥取県の人口推移 (10月1日現在) 大正9年～平成20年	7
5 住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言・抜粋 (H21.7月)	8
6 鳥取県及び県内市町村の決算推移 (H12～H20年度)	10
7 中山間地域の共助交通システムにかかる試験運行の実施 (西部総合事務所県民局)	12
8 国と地方の税源配分 (H21年度「地方交付税のあらまし」・抜粋)	13
9 どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか? (H21年版地方財政白書ビジュアル版・抜粋)	14
10 人口一人当たりの税収額の指標 (平成19年度決算額)	15
11 一般財源の人口1人当たり額の状況 (H19年度)	16
12 地方分権改革推進委員会第4次勧告 (概要) ～自治財政の強化による「地方政府」の実現へ～ (H21.11.9)	17
13 民主党マニフェスト等「一括交付金」関係部分 (抜粋)	18

地域主権戦略の工程表（案）【原口プラン】

地域主権の実現に向け、期限を限って集中的かつスピーディに取り組む。
段階を区切り、明確な目標を設定して、戦略的かつ効果的に実現していく。

◎地域主権戦略フェーズ I [概ね平22年夏まで]

[推進体制の確立から「戦略大綱」の策定へ]

- 地域主権戦略会議の設置（閣議決定→法制化（22年夏施行、3年後に見直し））
- 当面の課題と進め方の概定（「工程表」（案）の提示、具体化）
- 国と地方の協議の場の始動と法制化（21.11始動→法制化）
- 義務付け・枠付けの見直し（地方要望分を「分権計画」に盛り込み、法制化）

⇒ 「地域主権戦略大綱」の策定（平22夏）

◎地域主権戦略フェーズ II [概ね平22年夏～25年夏]

[「戦略大綱」を通じたマニフェスト事項の実現から「地域主権推進基本法」の制定へ]

⇒ 「地域主権戦略会議」と「国と地方の協議の場」を通じて、
「戦略大綱」の各事項を順次実現

<規制>関連

- 義務付け・枠付けの見直し（地方要望分に続き、残る事項の処理・法制化）
- 基礎自治体への権限移譲（都道府県から市町村へ事務権限を移譲）

<予算>関連

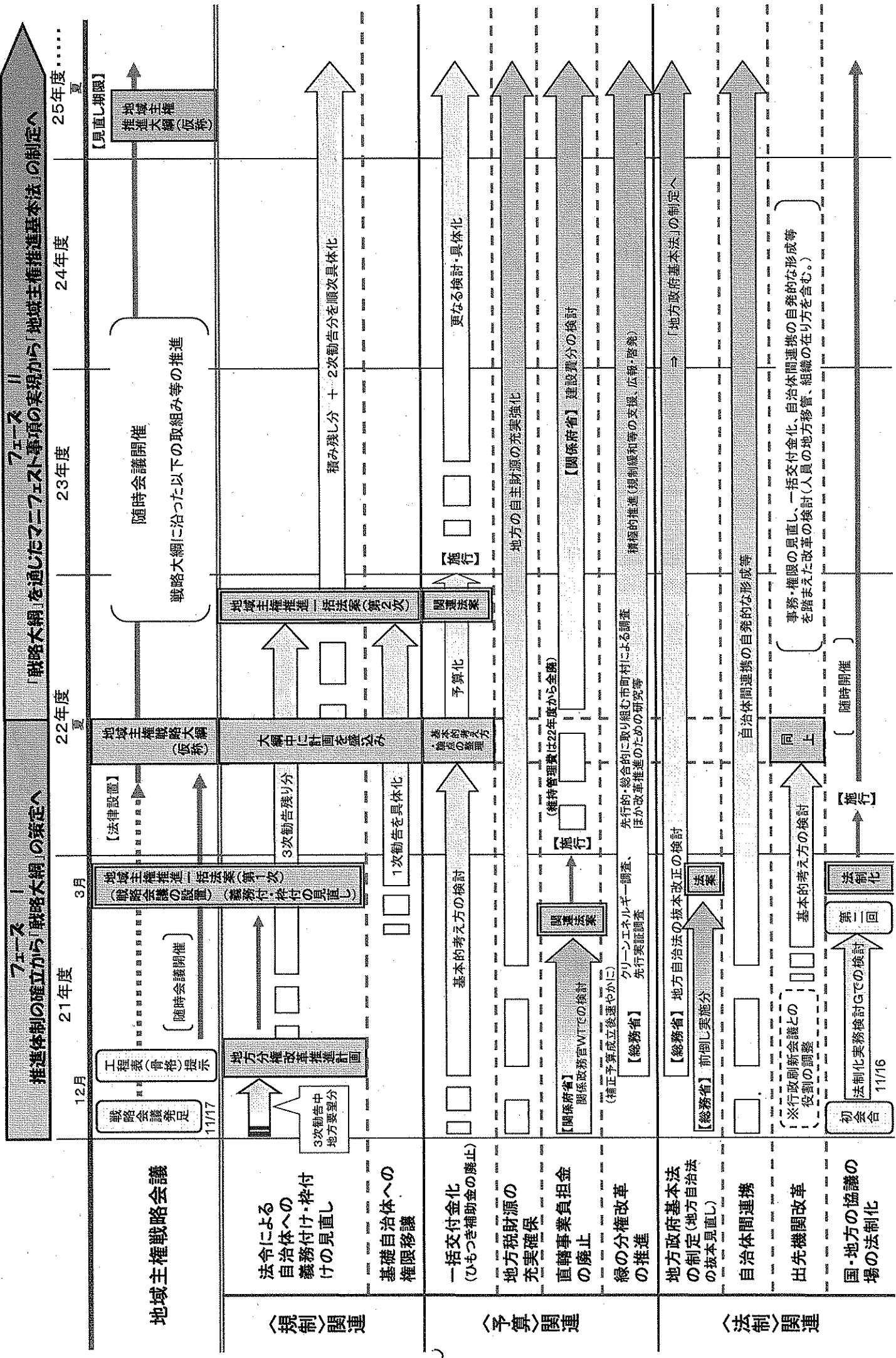
- 補助金の一括交付金化（ひも付補助金の廃止、23年度から段階的実施）
- 地方税財源の充実確保（地方の自主財源の充実強化）
- 直轄事業負担金の廃止（維持管理分の廃止、建設分の扱い）
- 緑の分権改革（関連施策の予算化、実施）

<法制>関連

- 「地方政府基本法」の制定（地方自治法の抜本改正の検討。一部は前倒し改正）
- 自治体間連携（その自発的な形成等）
- 出先機関改革（事務権限見直し、一括交付金化、自治体間連携の形成等を踏まえ検討）
(→この間、地域主権推進一括法案（第2次）のほか、一括交付金化の関連法案を提出)

⇒ 3年後見直しとして関連改革を総レビューし、「地域主権推進大綱（仮称）」を策定（平25夏）。更なる展開へ

地域主権戦略の工程表(案)【原口アラン】



◎地域主権、来夏に大綱策定=戦略会議が初会合一政府

鳩山内閣で地方分権改革を検討する新組織「地域主権戦略会議」（議長・鳩山由紀夫首相）が14日、初会合を開いた。地域主権推進担当相を兼ねる原口一博総務相は、改革の行程表案（原口プラン）を提示。補助金の一括交付金化や国の出先機関改革などの基本的考え方を「地域主権戦略大綱」（仮称）として、来年夏にまとめるとした。

また会合では、地方分権改革推進委員会第3次勧告の内容を受け、国が地方の事務を細かく縛る「義務付け」の見直しを盛り込んだ地方分権改革推進計画案も提示、了承を得た。年内に閣議決定し、来年3月に国会提出する「地域主権推進一括法案」（第1次）に盛り込む。

行程表案では、改革を二つのフェーズ（段階）に分割。第1段階は来夏までとし、▽来年3月に、義務付け改革や国・地方の協議の法制化、戦略会議の法制化などを盛り込んだ第1次一括法案などを提出▽直轄事業負担金廃止に向けた関連法案の提出、維持管理費の2010年度からの全廃▽地方政府基本法の制定に向け、地方自治法の抜本改正に着手。検討が進んだものは次期通常国会で前倒し改正一などを位置付けた。

来夏の戦略大綱には、▽一括交付金化と出先機関改革の基本的考え方や論点▽今回の地方分権改革推進計画に盛り込めなかった義務付けの見直し▽分権委が第1次勧告で打ち出した、都道府県から基礎自治体への権限移譲一を盛り込む。

第2段階は13年夏までとし、▽10年度末に義務付け改革の積み残し分のほか、基礎自治体への権限移譲などを盛り込んだ第2次地域主権推進一括法案を国会に提出▽一括交付金化の関連法案も同時期に提出、11年度から段階的に導入▽直轄事業負担金の建設費分の検討一などを盛り込んだ。

見直し期限の13年夏には、関連改革を集大成した「地域主権推進大綱」（仮称）を作るとした。一方、行程表案には、地方税財政の充実確保なども打ち出したものの、具体的なスケジュールは示さなかった。

14日の会合では、上田清司埼玉県知事から、改革スケジュールの短縮を求める意見が出され、総務相も応じる考えを示した。

◇分権計画、地方要望分は70項目

地方分権改革推進計画案では、分権委第3次勧告で見直しを求めた892項目のうち、全国知事会などが強く見直しを求める104項目の義務付けについて、政府内調整が済んだものをまとめたが、勧告通りの見直しは36項目、勧告内容と異なるものの一部を見直すとしたのは34項目にとどまった。地方要望分以外も含めると、見直しは121項目に上った。

勧告通りの見直しのうち、11月に内閣府がまとめた各省の1次回答からの上積みは、▽公営住宅の入居収入基準を自治体条例に委任▽道路構造令の条例委任▽教員のべき地手当の条例委任一をはじめ8項目。

政府は「今回の計画案はあくまでも見直し第1弾」としているが、保育所の人員配置基準や公立学校の学級編成基準といった大項目は所管省庁の抵抗が強かったため、今後の作業も困難が予想される。（了）

日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）【抜粋】

～国立社会保障・人口問題研究所～

II. 推計結果の概要

1. 都道府県別総人口の推移

(1)2020年代後半に全ての都道府県で人口が減少

先に公表された全国推計(出生中位・死亡中位)によれば、わが国の総人口は長期にわたって減少が続く。平成12(2000)年から平成17(2005)年の都道府県別の人口の推移をみると、32道県で人口が減少している。今回の推計によれば(表 I -1)、人口が減少する都道府県は今後も増加を続け、平成17(2005)年から平成22(2010)年にかけては40道府県、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけては42道府県、平成27(2015)年から平成32(2020)年にかけては東京都と沖縄県を除く45道府県で人口が減少する。その後は、平成32(2020)年から平成37(2025)年にかけて東京都、平成37(2025)年から平成42(2030)年にかけて沖縄県が人口減少に転じ、全ての都道府県で人口が減少するようになる。

また人口増加率をみると(表 I -2; 図 I -1)、いずれの都道府県においても時間の経過とともに人口増加率は低下する。平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけては人口増加率が-4%を下回るのは3県であったが、その数は次第に増し、平成32(2020)年から平成37(2025)年にかけては20道県、平成42(2030)年から平成47(2035)年にかけては37道府県となる。平成42(2030)年から平成47(2035)年には、4県で人口増加率が-6%を下回る。

地域ブロック別にみると(表 I -3、4)、平成12(2000)年から平成17(2005)年にかけて既に北海道、東北、北関東、北陸、中国、四国、九州・沖縄の7ブロックにおいて人口が減少しているが、平成17(2005)年から平成22(2010)年にかけては、これらに加え近畿でも人口が減少する。さらに平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけては中部でも人口が減少し、残る南関東も平成27(2015)年から平成32(2020)年にかけて人口減少となり、以後平成47(2035)年まですべての地域ブロックで人口が減少する。

(2)今後も東京都と周辺県の人口シェアが増大

平成17(2005)年の国勢調査によると、日本の総人口に占める割合が最も大きかったのは東京都(9.8%)、ついで大阪府(6.9%)、神奈川県(6.9%)の順である。今回の推計によれば(表 I -6)、総人口に占める割合は、東京都や神奈川県では今後徐々に増大するが、大阪府では逆に減少し、平成47(2035)年には東京都(11.5%)、神奈川県(7.7%)、大阪府(6.7%)となる。この他、大都市地域に含まれる埼玉県や千葉県、愛知県、滋賀県などでは総人口に占める割合が上昇を続ける。

地域ブロック別にみると(表 I -5)、平成17(2005)年に全国人口に占める割合が最も大きかったのは南関東で、27.0%であった。南関東の人口割合は今後も緩やかに上昇し、平成47(2035)年には29.8%に達する。一方でその他の地域ブロックの占める割合は横ばいないしほとんど減少となる。

2. 年齢別人口の推移

(1)年少人口は全般的に減少傾向

全国推計(出生中位・死亡中位)によれば、全国の年少人口(0~14歳)は低い出生率のもとで今後減少を続ける。今回の都道府県推計によれば(表 I -7)、今後すべての都道府県で年少人口が減少する。

また、年少人口が各都道府県の総人口に占める割合をみると(表 I -8)、平成17(2005)年から平成47(2035)年までの期間を通じて、すべての都道府県で低下する。平成47(2035)年時点で、年少人口の割合が最も大きいのは沖縄県(13.3%)、最も小さいのは東京都(8.0%)である¹⁾。

(2)生産年齢人口も全般的に減少傾向

全国推計(出生中位・死亡中位)によれば、全国の生産年齢人口(15~64歳)は今後一貫して減少する。今回の都道府県推計によれば(表 I -9)、平成17(2005)年から平成22(2010)年ならびに平成22(2010)年から平成27(2015)年の沖縄県を除き、今後、生産年齢人口は減少する。

また、生産年齢人口が各都道府県の総人口に占める割合は(表 I -10)、各都道府県とも当初は減少傾向にあるが、年少人口あるいは老年人口の推移に影響されるため、平成17(2005)年から平成22(2010)年の沖縄県と、平成32(2020)年から平成37(2025)年の東京都、愛知県、京都府、大阪府で生産年齢人口割合の僅かな上昇がみられる。平成47(2035)年時点で、生産年齢人口の割合が最も大きいのは東京都(61.4%)、最も小さいのは秋田県(50.3%)である²。

(3)老年人口は平成32(2020)年まで全県で増加、以降は減少県も出現

全国推計(出生中位・死亡中位)によれば、全国の老年人口(65歳以上)は当面は増加傾向が続く。今回の都道府県推計によれば(表 I -11)、老年人口は平成32(2020)年まで全都道府県で増加する。しかし老年人口の増加率はおおむね縮小傾向にあり、平成32(2020)年以降は老年人口の減少県が現れる。平成32(2020)年から平成37(2025)年にかけては14府県で老年人口が減少し、平成37(2025)年から平成42(2030)年にかけては老年人口減少県は31道府県に増加するが、平成42(2030)年から平成47(2035)年にかけては老年人口減少県が29道県となる。平成47(2035)年の段階で老年人口数が多いのは、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県など大都市圏に属する都府県である(図 I -2)。また増加率でみると、平成17(2005)年から平成47(2035)年にかけて老年人口が75%以上の増加になるのは埼玉県、千葉県、神奈川県、沖縄県であり、そのほか東京都、愛知県、滋賀県については50%以上の増加となる(図 I -3)。

(4)平成47(2035)年には44都道府県で老年人口割合が3割を越える

老年人口が総人口に占める割合は、各都道府県とも今後一貫して増加する。都道府県別にみると(表 I -12;図 I -4)、老年人口割合が30%を超える都道府県は平成17(2005)年時点では1つもないが、平成32(2020)年には31道県で30%を超える。そして平成47(2035)年には44都道府県で老年人口割合が30%を超える。平成47(2035)年に最も老年人口割合が大きいのは秋田県(41.0%)であり、最も小さいのは沖縄県(27.7%)である³。

(5)後期老年人口は平成42(2030)年まで全県で増加、以降は減少県も出現

全国推計(出生中位・死亡中位)によれば、全国の後期老年人口(75歳以上)は当面は増加傾向が続く。今回の都道府県推計によれば(表 I -13)、後期老年人口は平成42(2030)年まで全都道府県で増加する。しかし後期老年人口の増加率はおおむね縮小傾向にあり、平成42(2030)年以降は後期老年人口の減少県が現れる。平成42(2030)年から平成47(2035)年にかけては35都道府県で後期老年人口が減少する。平成47(2035)年の段階で後期老年人口数が多いのは、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県など大都市圏に属する都府県である(図 I -5)。また増加率でみると、平成17(2005)年から平成47(2035)年にかけて後期老年人口が150%以上の増加になるのは埼玉県、千葉県、神奈川県であり、そのほか茨城県、東京都、愛知県、滋賀県、大阪府、沖縄県については100%以上の増加となる。

(6)平成47(2035)年には39道県で後期老年人口割合が2割を越える

後期老年人口が総人口に占める割合は、各都道府県とも今後ほぼ一貫して増加する。都道府県別にみると(表 I -14;図 I -7)、後期老年人口割合が20%を超える都道府県は平成32(2020)年までは1つもないが、平成47(2035)年には39道県で20%を超える。平成47(2035)年に最も後期老年人口割合が大きいのは秋田県(26.8%)であり、最も小さいのは沖縄県(16.3%)である。

鳥取県の人口推移(10月1日現在) 一大正9年～平成20年

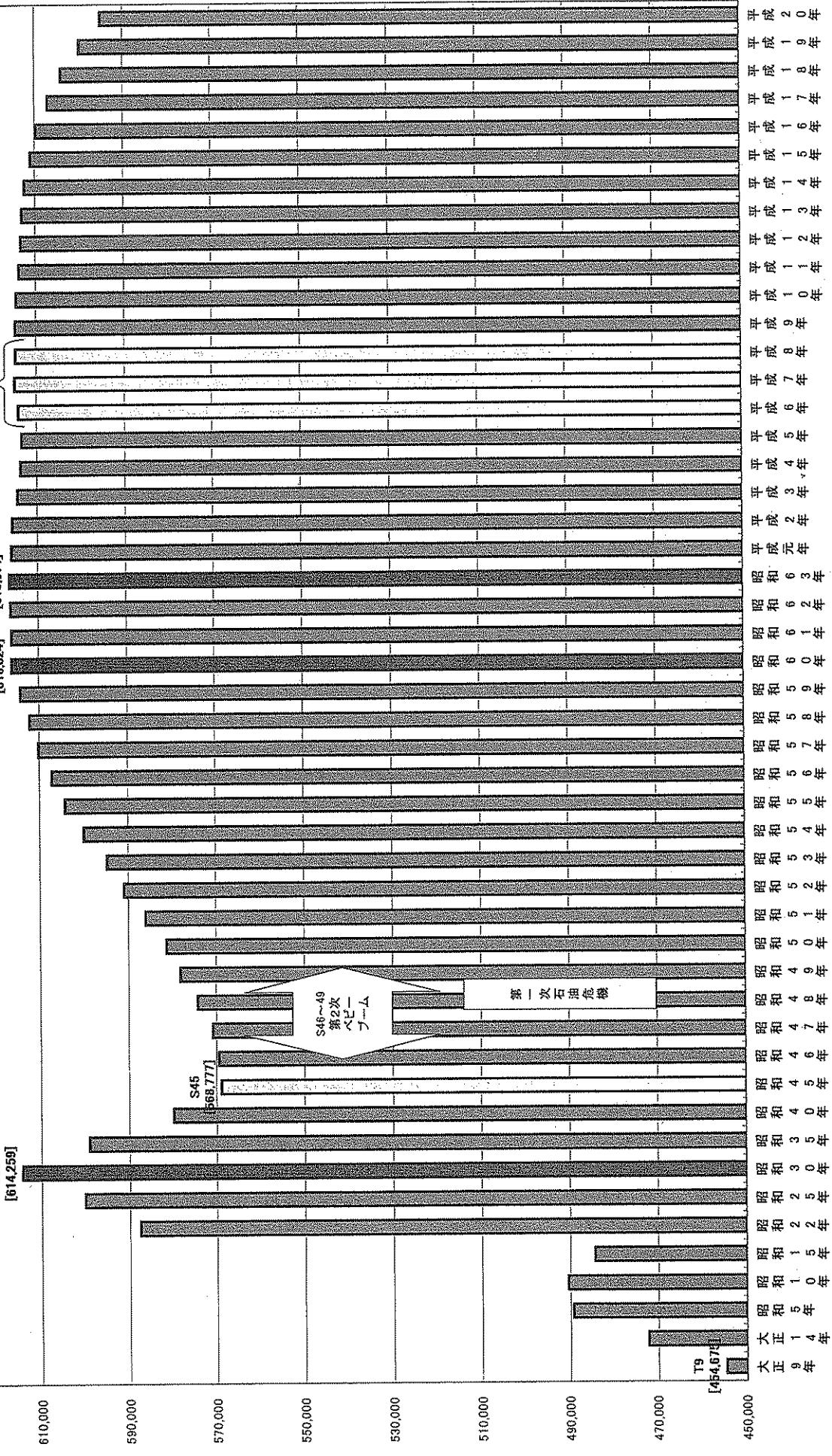
(人)

630,000

S30
[614,259]

S60
[616,024]

[人口増減数]
H6:897人、H7:610人、H8:365人
[社会増減数]
H6:384人、H7:643人、H8:158人
[自然増減数]
H6:513人、H7:-33人、H8:207人



地方財政の展望と地方消費税特別委員会

住民サービス確保のための 地方消費税引き上げに向けた提言

「ニッポンの未来を地方から考える！」

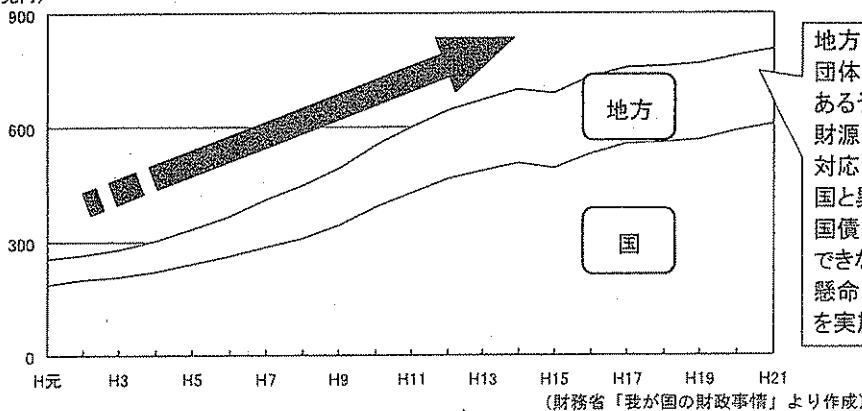
平成 21 年 7 月

全 国 知 事 会

1 国と地方の債務残高

- ハブル経済崩壊後、国と地方の債務残高は大幅に増大
- いわゆるバブル経済の崩壊後、国・地方を通じて、公共投資を中心とした景気対策が実施され、大量の国債や地方債を発行
- 昨年来の金融危機を発端とした世界的な景気後退に伴い、国・地方を通じて大幅に税収が減少し、財源不足が拡大
- 未曾有の不況に対する景気対策を積極的に行うとともに、歳入不足を補てんするため、赤字国債や臨時財政対策債等を増発した結果、国・地方を合わせた債務残高は大幅に増大

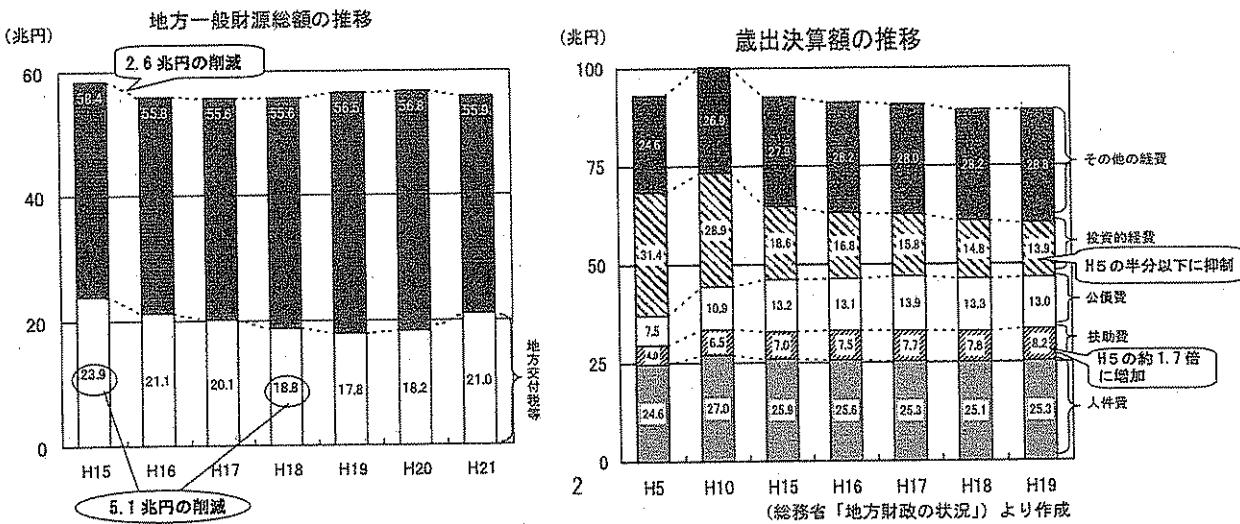
国と地方の長期債務残高の推移
(兆円)



地方は約 1,800
団体の集合体で
あるうえに、
財源不足への
対応として、
国と異なり赤字
国債の発行が
できないため、
懸命の歳出削減
を実施

2 地方財政の現状

- 平成 16 年度以降、地方一般財源総額は厳しく抑制。地方財政は構造的に厳しい状況
- 平成 16 年度には、地方交付税と臨時財政対策債の大幅削減により、地方の一般財源総額は 2.6 兆円が削減され、それ以降、一般財源総額は抑制基調
 - 平成 21 年度の地方財政対策では、生活防衛のための緊急対策として、地方交付税が 1 兆円別枠加算され、かろうじて当初予算編成できたが、対症療法による自転車操業の状態
 - 少子高齢化等の進展に伴い、義務的経費の増嵩はとどまることがなく、行政サービスの受益と負担の不均衡が続く限り、地方財政は構造的に厳しい状況



3 地方財政の将来推計

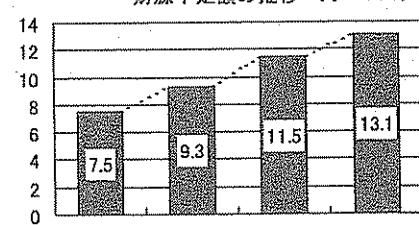
- 地方財政は、昨年の見通しを上回る危機的な財源不足が継続
- 平成 21 年度の地方交付税増額があったものの、社会保障等生活関連経費の嵩高や世界的な景気後退に伴う地方税収の大幅減収により、地方の今後の財源不足は、昨年度の試算を大幅に上回る結果
 - 財源不足を補填する基金残高も年々減少し、平成 24 年度までに枯渇、地方団体の財政運営は破綻の懸念

<ケース 1> GDP が内閣府試算・底ばい継続シナリオ [経済成長率 : H22. △2.7%、H23. △3.1%、H24. △2.6%]

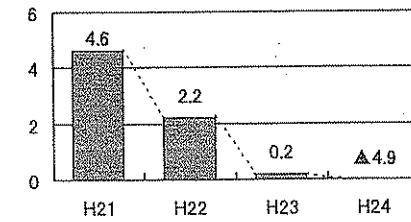
区分	H17	H22	H23	H24	H25(予)
歳出 A	88.8	88.9	89.5	89.9	1.1
義務的経費	51.0	51.1	52.0	52.5	1.5
うち社会保障関係費	11.6	11.9	12.4	12.8	1.2
義務的経費以外の経費	37.8	37.8	37.5	37.4	▲0.4
社会保障等生活関連経費	14.8	15.0	15.2	15.3	0.5
公共インフラ整備・維持経費	13.5	13.2	12.8	12.6	▲0.9
地域活性化等経費	9.5	9.6	9.5	9.5	0.0
歳入 B	81.3	79.6	78.0	76.8	▲4.5
財源不足額 C=A-B	▲7.5	▲9.3	▲11.5	▲13.1	▲13.1
基金残高	4.6	2.2	0.2	-	5.2%相当
なお残る財源不足額	-	▲0.1	▲2.1	▲4.9	▲4.9
(参考) 昨年度試算における財源不足額	▲7.2	▲7.5	▲7.8	-	-

都道府県破綻 都道府県・市町村とも破綻

財源不足額の推移 <ケース 1>



基金残高の推移 <ケース 1>



<ケース 2> GDP が内閣府試算・順調回復シナリオ [H22. △0.6%、H23. 1.5%、H24. 1.8%]

財源不足額	△7.5	△8.4	△9.1	△9.1	-
基金残高	4.6	2.3	0.7	-	-
なお残る財源不足額	-	▲0.0	▲1.8	▲3.2	▲3.2

都道府県破綻 都道府県・市町村とも破綻

鳥取県の決算推移(一般会計)

区分		H12 2000年	H13 2001年	H14 2002年	H15 2003年	H16 2004年	H17 2005年	H18 2006年	H19 2007年	H20 2008年
歳入	地方税	60,381 12.2	56,332 11.7	49,782 11.0	47,700 10.9	49,320 11.8	49,575 12.7	50,435 13.4	55,458 15.9	55,040 15.8
	地方交付税	172,569 34.7	157,854 32.8	152,982 33.9	134,211 30.8	129,333 30.9	129,125 33.1	129,579 34.4	130,892 37.6	131,528 37.7
	国庫支出金	94,922 19.1	96,791 20.1	74,161 16.4	70,164 16.1	70,628 16.9	62,652 16.0	52,489 13.9	44,909 12.9	55,303 15.9
	地方債	63,514 12.8	68,461 14.2	71,413 15.8	78,997 18.1	65,707 15.7	57,846 14.8	53,808 14.3	52,734 15.2	52,310 15.0
	うち臨時財政対策債	0.0	9,928 2.1	21,083 4.7	39,611 9.1	28,589 6.8	22,012 5.6	19,821 5.3	17,932 5.2	21,840 6.3
	その他	105,339 21.2	101,673 21.1	103,517 22.9	105,315 24.1	103,787 24.8	91,486 23.4	90,065 23.9	64,037 18.4	54,333 15.6
計		496,725 100.0	481,111 100.0	451,855 100.0	436,387 100.0	418,775 100.0	390,684 100.0	376,376 100.0	348,030 100.0	348,514 100.0
歳出	義務的経費	168,119 34.8	173,106 37.3	171,879 39.6	169,112 40.6	176,686 43.6	166,219 43.5	164,963 44.6	162,460 47.6	157,394 46.7
	人件費	104,365 21.6	103,566 22.3	99,197 22.8	95,779 23.0	96,231 23.8	95,216 24.9	96,335 26.1	95,832 28.1	93,444 27.7
	扶助費	11,653 2.4	11,827 2.5	11,059 2.5	9,819 2.4	10,033 2.5	6,217 1.6	6,469 1.8	7,109 2.1	5,960 1.8
	公債費	52,101 10.8	57,713 12.4	61,623 14.2	63,514 15.3	70,422 17.4	64,786 17.0	62,159 16.8	59,519 17.4	57,990 17.2
	普通建設事業費	167,778 34.8	144,898 31.2	130,418 30.0	116,170 27.9	96,666 23.9	84,982 22.2	81,528 22.1	70,097 20.5	70,740 21.0
	その他	146,526 30.4	146,047 31.5	131,929 30.4	131,020 31.5	131,481 32.5	130,973 34.3	123,093 33.3	109,000 31.9	108,791 32.3
計		482,423 100.0	464,051 100.0	434,226 100.0	416,302 100.0	404,833 100.0	382,174 100.0	369,584 100.0	341,557 100.0	336,925 100.0
標準財政規模	標準的地方交付税額 (地方交付税+臨時財政対策債)	220,568 100	212,722 96	201,098 91	180,980 82	175,277 79	182,334 83	188,157 85	187,949 85	185,726 84
	地方債残高	172,569 100	167,782 97	174,065 101	173,822 101	157,922 92	151,737 88	149,400 87	148,824 86	153,368 89
	基金残高	522,183 100	547,254 105	570,642 109	598,635 115	606,150 116	611,758 117	615,845 118	621,209 119	626,739 120
	うち臨時財政対策債残高	9,928 100	31,011 312	70,672 711	99,211 999	121,027 1219	139,865 1409	155,066 1562	172,181 1734	
	基 金	112,298 100	106,685 95	97,834 87	91,565 82	89,397 80	89,435 80	81,520 73	78,401 70	87,208 78
	内 財政調整型基金残高	58,718 100	53,101 90	47,927 82	42,567 72	41,661 71	42,248 72	33,486 57	31,130 53	29,535 50
特定目的基金	53,580 100	53,564 100	49,907 93	48,988 91	47,736 89	47,187 88	48,034 90	47,271 88	57,673 108	
	備考	・介護保険制度開始 ・臨時財政対策債の発行開始 ・地方分権一括法施行 ・法定外目的税の創設		・三位一体改革 (国庫補助負担金改革△4.7兆円、 地方交付税改革△5.1兆円、税源移譲3兆円)		・3兆円の税源移譲 (所得税・個人住民税) ・児童手当制度開始		・後期高齢者医療制度開始 ・財政健全化法一部施行(H21完全施行)		

中山間地域の共助交通システムにかかる試験運行の実施について

西部総合事務所県民局

鳥取県では、「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」を制定し、県・市町村・NPO等が連携して中山間地域振興に取り組んでおります。

西部総合事務所では、中山間地域の交通弱者の対策として、住民どうしの共助による交通手段の導入を検証するため、下記の日程で試験運行を実施することにしましたのでお知らせします。

記

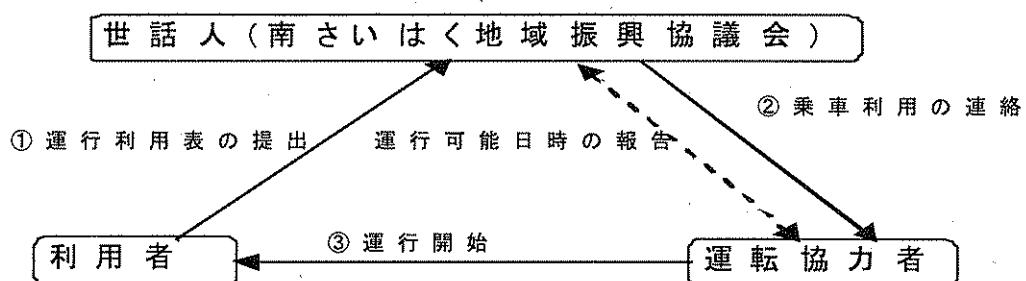
1. 試験運行期間 平成21年11月30日(月)～12月25日(金)

2. 試験運行範囲 南部町八金、金ヶ崎、二舟～南部町法勝寺付近の病院、スーパー等

3. 共助交通システム概要

南部町の東長田地区のうち、バス路線を持たない八金集落等の利用者に対して、東長田地区内の7集落から運転協力者が無償で近くの病院・スーパーまで送迎を行う。

【共助交通システム試験運行イメージ】



- ①利用者は、運行利用表で運転可能日時を確認して、世話人（南さいはく地域振興協議会）に利用したい日時、行き先を記載し提出する。
- ②世話人は、運転協力者と利用者のマッチングをした運転計画表を作成し、運転協力者へ乗車希望者の氏名、日時、乗降場所などの連絡をおこなう。
- ③運転協力者は、車両保管場所でリース車両に乗り、乗降場所・指定時間に間に合うように出かけ、運行を開始する。
- ④運行が終了した時は運転日誌を記載した後、日誌とキーを次の運転協力者の家（又は南さいはく協議会）に手渡す。

4. 共助交通システムについてのお問い合わせ先

①事業の制度概要について 西部総合事務所県民局 (0859-31-9606)

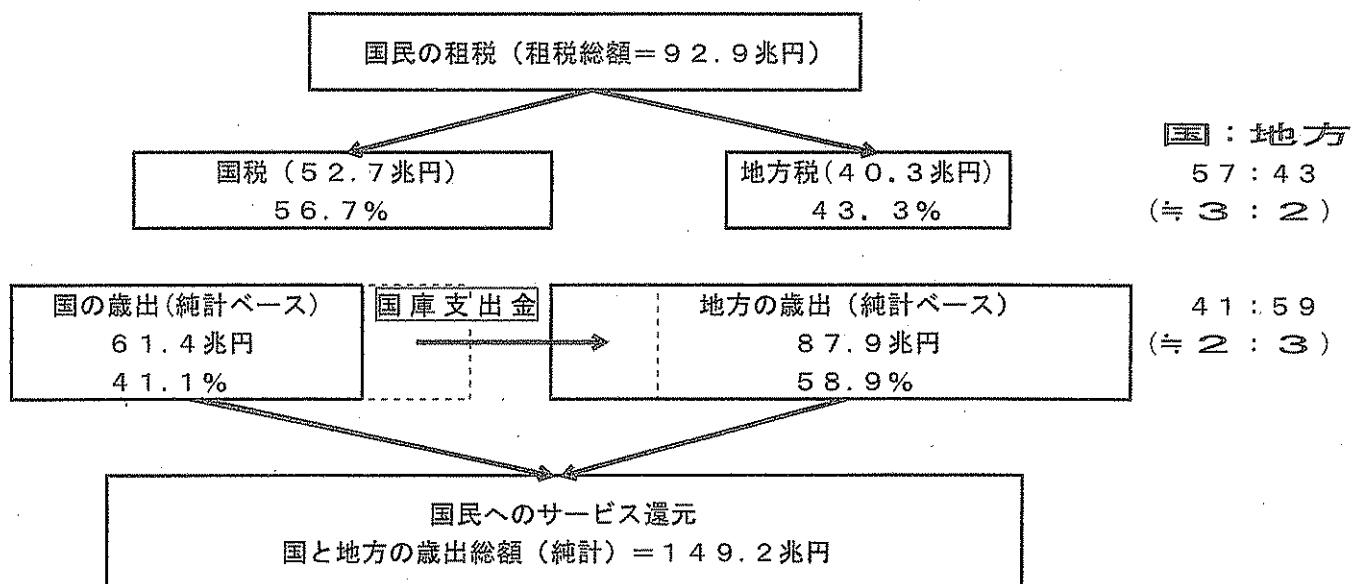
②共助交通の実施状況について 西伯町役場企画政策課 (0859-66-3113)

南さいはく地域振興協議会 (0859-66-5115)

2 国と地方の税財源配分

- 我が国の財政は、最終支出ベースで国と地方の比率が概ね2:3となっているのに対し、国民が負担する租税収入の配分においては国と地方の比率は概ね3:2となっており、最終支出と税源配分の間に大きな乖離が存在。
- 地方歳入中の地方税の収入ウエイトは約4割。歳出規模と地方税収のギャップ（国庫支出金、地方交付税）が地域における受益と負担の関係を希薄化し、歳出増に抑止力が働きにくいとの指摘。
- 地方団体がより自立的な財政運営を行えるよう、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直し等により、地方歳入に占める地方税のウエイトを高める必要。

(1) 国・地方間の財源配分（平成19年度）



(2) 地方歳入決算の内訳（平成19年度）

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
402,668 (44.2%)	162,293 (17.8%)	102,541 (11.2%)	95,844 (10.5%)	148,467 (16.3%)

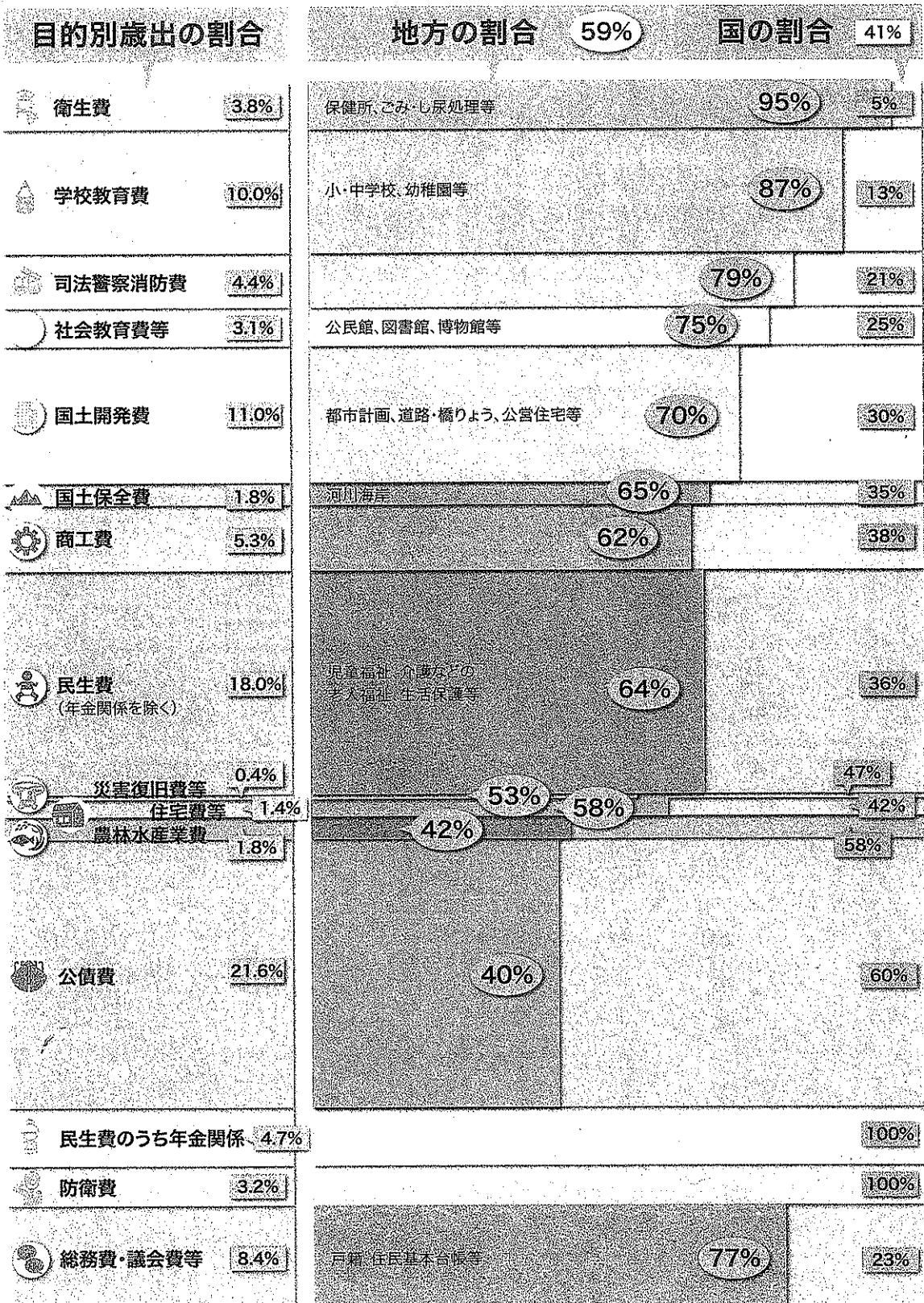
← 地方歳入 91兆1,814億円 →

(注) 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？

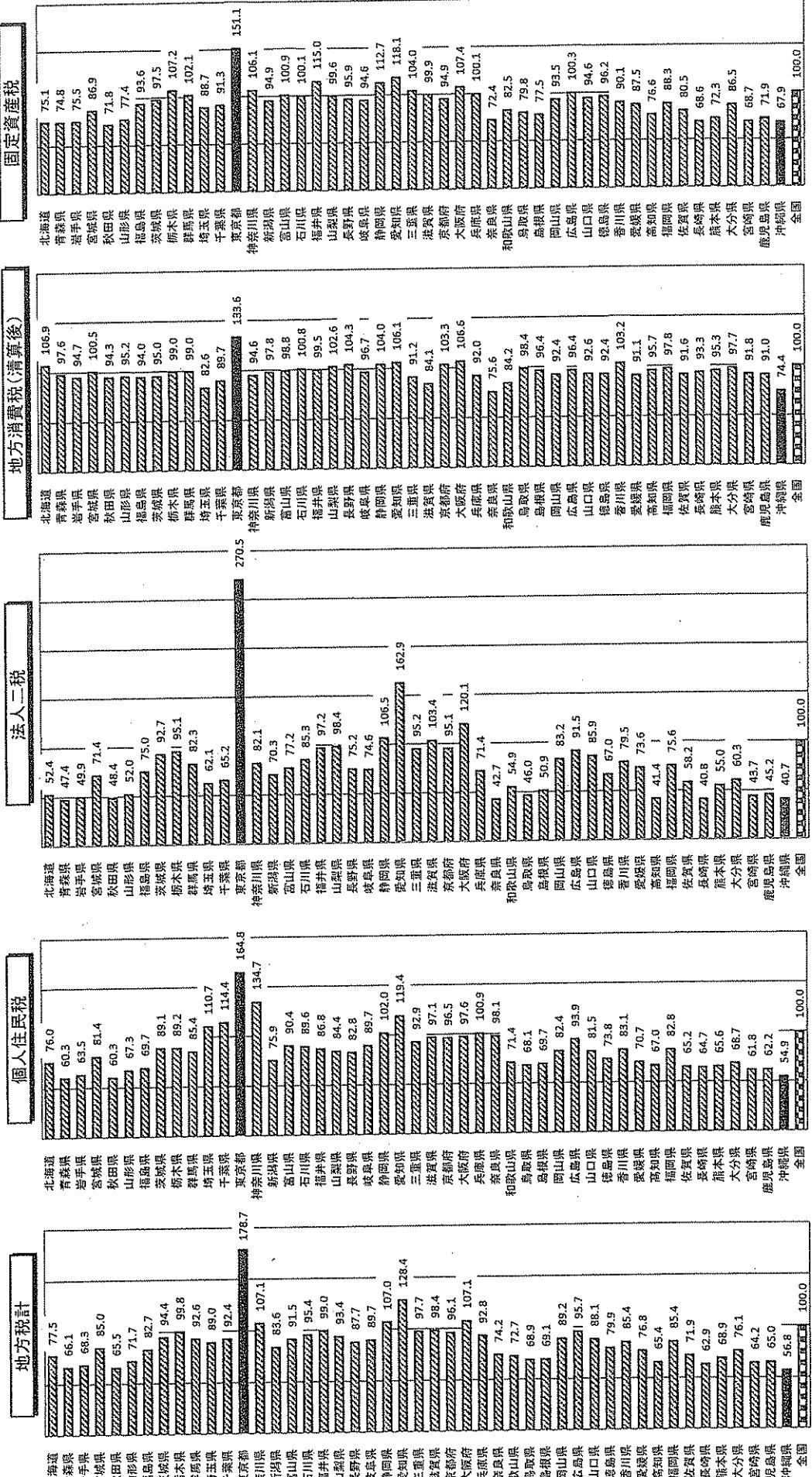
国と地方を通じた歳出のうち、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生、学校教育、社会教育、警察・消防などの日常生活に関係の深い分野です。

国と地方の主な歳出割合（歳出支掌比率）



人口一人当たりの税収額の指標(平成19年度決算額)

(全国平均を100とした場合)

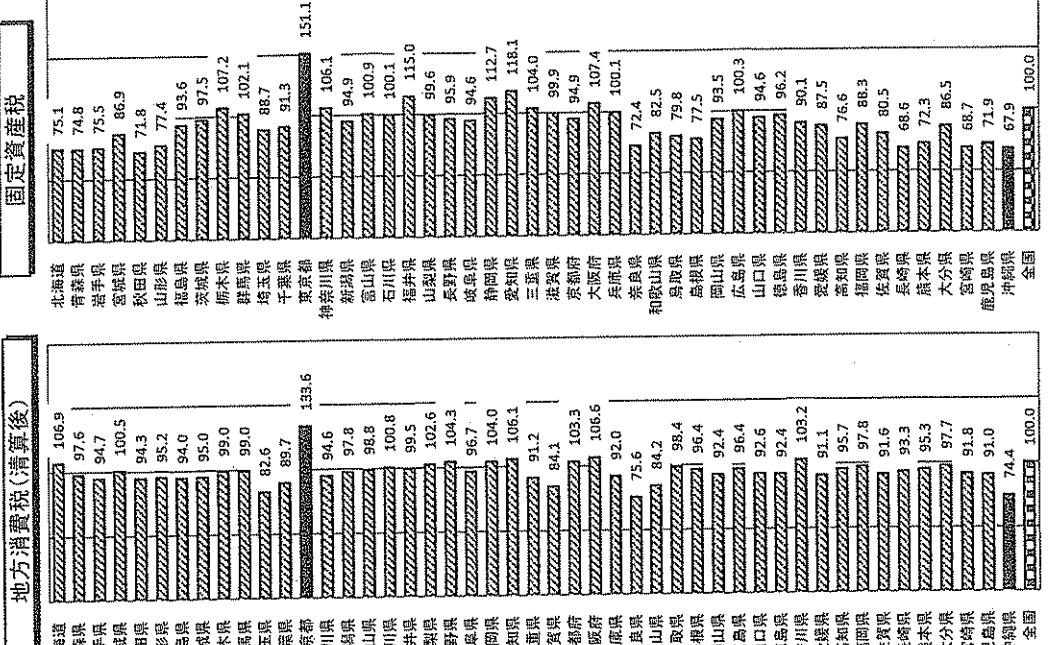


最大／最小：3.0倍
39.5兆円

最大／最小：6.6倍
9.2兆円

最大／最小：2.2倍
8.7兆円

*「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
(注1) 地方税収額は、超過課税・法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
(注2) 個人住民税の税収額は、個人住民税(市町村民税等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
(注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税・法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
(注5) 人口は、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口による。



最大／最小：3.0倍
11.9兆円

最大／最小：1.8倍
2.6兆円

最大／最小：2.2倍
8.7兆円

地方分権改革委員会第4次勧告（概要） ～自治財政の強化による「地方政府」の実現へ～

平成21年11月

はじめに

・分権型社会にふさわしい「地方政府」には、自治財政の確立、とりわけ地方税財源の充実確保が不可欠。このため、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税、地方債を一體的に検討するとともに、地域間の財政力格差を是正するための取組みが重要。
・国と地方を通じた巨額の累積債務残高と社会保障支出の今後の増大を見すえ、次世代に向けた持続的発展を確保するため、いざれ消費税と地方消費税の在り方を中心に、国税と地方税を通じた税制全般の抜本的な改革の実施が不可避。

1. 当面の課題

【に重要な事項につき勧告】

1 地方交付税の船積の確保及び法定率の引上げ
・大幅な税収減の中、地域間の財政力格差拡大につながらないよう交付税の総額確保に配慮すべき。その際、法定率の引上げも考慮すべき

2 直轄事業負担金制度の改革
・直轄事業の範囲限定、出先機関の縮減・廃止、直轄事業負担金制度の廃止、道路・河川の移管に伴う交付金創設、自治体との事前協議の仕組みの創設等について、ただちに工程表を作成し、速やかに取り組むべき
3 治自治体への事務・権限の移譲と必要な財源等の確保
・地方自治体への事務権限の移譲に当たり、執行に要する経費金額を税財源移譲により確実に措置

4 国庫補助負担金の一括交付化に関する留意点
・地方が必要な事業の執行に支障が生じないよう必要な総額を確保する必要。交付基準も十分な検討が必要
・義務付け・枠付け見直しの改革の趣旨に則り、国庫補助負担金制度を早急に見直すべき。施設・公物設置管理の基準に係る国庫補助負担金については、早急に交付基準を見直すべき

5 自動車関係諸税の暫定税率見直しに際しての留意点
・地球温暖化対策における我が国の役割・責任、近い将来想定される環境税の導入と環境問題に係る地方自治体の役割、国・地方双方の慎重な税収入の減少への対応、特に地方税源の確保方策などについて、十分に考慮する必要

6 國と地方の事実上の協議の早急な開始
・子ども手当の創設、高等学校等就学支援金の創設など地方自治体の行財政運営に大きな影響を与える可能性のある制度の創設や抜本的な見直しに、地方自治体の自主性・自立性が十分に確保されるよう万全な配慮を要請。できるだけ速やかに国と地方の事実上の協議を開始し、地方自治体の意見を聴取・反映してほしい

おわりに

・第4次勧告は、当委員会の最終勧告。今後、当委員会は、これまでの4次における勧告に述べた項目を監視し、必要があれば政府に意見を述べる役割に移行
・4次にわたる勧告で提言した事項を最大限尊重し、具体的な指針として速やかに地方分権改革推進計画を策定し、今後の改革の全般的な工程表を明らかにすることを政府に強く要請

※なお、交付税の法定率引上げ、国・地方の税源配分、地方共有税について意見が異なる委員一名から出された補足意見を勧告に添付している。

II 中長期の課題

【社会的・経済的に安定した時節の課題について、今から論議を深め、準備を整えることを強く期待】

1 地方税制改革

(1) 地方税の充実と望ましい地方税体系の構築
・地方の自己決定・自己責任において、地方税の充実が最も重要。応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うもので、地域的な偏在性が少なく、税収が安定した税目が望ましい
・その際、(1)国と地方の税源配分を当初目標、(2)地方消費税の充実が中心、(3)地方税充実の趣旨や必要性を把握する
・自治体自ら住民に十分説明、(4)国・地方を通じた抜本的税制改革までの間にあつても上記の方向性を維持

2 国庫補助負担金の整理

(1) 課税・主権の拡充
・存在意義の薄れたものは即刻廃止。自治体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助は一般財源化する等、一括交付金を含めさらなる整理を進めるべき(金額ベースだけでなく、件数ベースの目標も設定)
・地方自治体は課税・主権の積極的な活用に努めるべき。そのためにも制度・運用の更なる見直しを進めるべき

3 地方交付税

(1) 地方税の充実により財政移転が果たす役割はおのずと縮小。しかしながら、偏在性の少ない税目でも、自治体間の財政力格差は拡大する方向であり、地方交付税の機能はより一層重要となるべき
・国民への説明責任に配慮しつつ、地方六団体の「地方共有税構想」を土台にした制度改革を求める
(2) 財源保障機能の再検討
・マクロの財源保障の役割は、地方税の充実に伴つておのずと縮小
・地方財政計画額と決算額との乖離の是正に取り組むべき
(3) 地方自治体にとっての予見可能性・説明責任の向上
・普通交付税の透明性・予見可能性の向上を図るべき。可能な限り新型交付税の比重を高めるべき

4 地方債

(1) 財政調整機能の充実
・法定率引き上げにより財源不足額の解消・総額の安定化を図り、自治体の予見可能性を高めるべき
・元利償還に対する交付税措置の縮減を検討。ただし、財政力が弱い自治体の事業執行に配慮すべき
(2) 地方債の透明性・予見可能性の向上を図るべき。特別交付税を説明責任の向上のため見直すべき

(3) 地方債の透明性・予見可能性の向上を図るべき。可能な限り新規交付税の比重を高めるべき
・法定率引き上げにより財源不足額の解消・総額の安定化を図り、自治体の予見可能性を高めるべき
・元利償還に対する交付税措置の縮減を検討。ただし、財政力が弱い自治体の事業執行に配慮すべき
(4) 地方債の透明性・予見可能性の向上を図るべき。可能な限り新規交付税の比重を高めるべき
・法定率引き上げにより財源不足額の解消・総額の安定化を図り、自治体の予見可能性を高めるべき
・元利償還に対する交付税措置の縮減を検討。ただし、財政力が弱い自治体の事業執行に配慮すべき
(5) 財政規律の確保
・透明性の向上と自己責任の拡大を図るため、自治体の財務会計制度改革の方向性を、政府は国民に提示すべき
・地方議会のチェック機能や監査委員の機能充実、外部監査機能の積極的な活用を図ることが肝要

民主党マニフェスト等 「一括交付金」 関係部分

民主党マニフェスト（抜粋）

●霞が関を解体・再編し、地域主権を確立する

【政策目的】

- 明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、「地域主権国家」へと転換する。
- 中央政府は国レベルの仕事に専念し、国と地方自治体の関係を、上下・主従の関係から対等・協力の関係へ改める。地方政府が地域の実情にあった行政サービスを提供できるようにする。
- 地域の産業を再生し、雇用を拡大することによって地域を活性化する。

【具体策】

- 新たに設立する「行政刷新会議（仮称）」で全ての事務事業を整理し、基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲する。
- 国と地方の協議の場を法律に基づいて設置する。
- 国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。義務教育・社会保障の必要額は確保する。
- 「一括交付金」化により、効率的に財源を活用できるようになるとともに補助金申請が不要になるため、補助金に関わる経費と人件費を削減する。

民主党政策集「INDEX 2009」（抜粋）

●ひもつき補助金の廃止と一括交付金化

地方向けの補助金等は、中央官僚による地方支配の根源であり、さまざまな利権の温床となっています。これらの補助金等をすべて廃止して、基本的に地方が自由に使える一括交付金に改めます。眞の地方自治を実現する第一歩を踏み出すため、「ひもつき補助金廃止法」を成立させます
一括交付金のうち、現在の義務教育や社会保障等に関する補助金等に対応する部分は、必要額を確保します。現在の公共事業等の補助金等に対応する部分については、格差是正の観点から財政力の弱い自治体に手厚く配分します。

中央・地方ともに補助金等に関わる経費と人件費を大幅に削減して、財政の健全化にもつなげます。

●新たな地方財政調整・財源保障制度の創設

自治体間の財政格差の拡大、地方の財源不足に対応するため、新たな財政調整・財源保障制度を創設します。

政府が2004年度から3年間で行った「三位一体の改革」で約5.1兆円の地方交付税および臨時財政対策債を削減したことなどにより、自治体間の格差が拡大し、自治体は厳しい財政運営を迫られています。昨年来の景気後退により、今後、地方の税収が大幅に落ち込むことが予想され、地方財政は一層逼迫することが懸念されています。

自治体間格差を是正し、地方財政を充実させるため、地方交付税制度と一括交付金の統合も含めた検討を行い、現行の地方交付税制度よりも財政調整と財源保障の機能を一層強化した新たな制度を創設します。